

## 緊急事態宣言の延長を受けて市民の皆さまへのお願い

京都府に発令されている新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言が、5月末まで期間延長されることになりました。

府内全域に、5月31日までの期間、日中を含む不要不急の外出自粛、飲食店等への休業や営業時間短縮、施設の休止、催物(イベント等)の自粛、出勤者数の制限等の要請が継続されたことに加え、職場における感染予防の徹底の要請が追加されています。

宮津市においても、本市施設の休館や、イベントの中止・延期などの措置を、5月31日まで延長することとしました。

市民の皆さんには、引き続きのご辛抱をお願いすることになりますが、感染拡大を抑え込む緊急事態宣言の延長を受け止めていただき、ご自身とご家族や大切な方々の健康・命を守るため、ご理解とご協力を、何卒お願いいたします。

私としても引き続き、市民の皆さんの命と健康、そして地域経済を守る行動に全力であたってまいります。

ともに力を合わせて、新型コロナウイルスに打ち勝っていきましょう。

令和3年5月7日

宮津市長 城崎 雅文